

with the scientists of the world to bring forth manufacture, test, stockpiling and use of nuclear weapons and call most strongly upon the scientists overseas to give their efforts for the cause together with us.

9-47

総学庶第843号 昭和49年6月10日

人事院総裁 佐藤達夫 殿

日本学術会議会長 越智勇一

写送付先：内閣総理大臣，科学技術庁，行政管理庁両長官，
大蔵，文部，および自治各大臣，各省直轄研究
所長連絡協議会代表幹事，国立大学協会会長，公
立大学協会会長，日本私立大学協会会長，日本私立
大学連盟会長，私立大学懇話会長

国立大学教官並びに研究公務員の待遇改善について（申入れ）

標記について、本会議第489回運営審議会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

今日、ますます拡大、進行しつつある公害と異常な物価騰貴のなかで、国民の命と健康と暮らしを守り、民主的で平和な文化国家の創造・発展に寄与すべき研究・教育の重要性は、特に痛感されている。

したがって、それら諸問題の基礎的・根本的解決のための重要な責務の一端を担い、かつ教育に従事している科学者が、その本務たる研究・教育に安んじて専念できるような諸条件、特に待遇が十分に保障されなければならないことは、言をまたない。2回にわたって行われた昨年度の人事院勧告においては、例えば、指定職甲乙の区分の撤廃、助教授級以下の給与改善等、本会議からの申入れの趣旨をある程度受けいれて科学者の待遇改善を図られたことは、本会議としてもその努力を多とするところである。

しかしながら、例えば、調整手当（いわゆる地域手当）の改善、通勤手当の全額実費支給、単身赴任によって生ずる費用負担にたいする保障、扶養手当の増額等の諸要求にたいしては、なお極めて不十分な現状である。加えて、最近の異常な物価暴騰は、とりわけ研究に要する図書、実験資材、学会費、学会参加等の必要経費負担の著しい増大を含めて、科学者の生活を極度に圧迫しているため、いまや研究・教育は危たいにひんしていると言っても決して過言ではない。

事態がこのようである以上、この際、大学・研究機関等で教育・研究にあたる者の給与水準・給与体系・勤務条件等について、全面的に、根本的に、かつ民主的に再検討し、思い切った改善を図ることが強く望まれている。かかる事態を直視した本会議においては、昨年度来、大学教員の給与その他の待遇諸条件についての実態調査、並びに高令退職者の生活実態調査を行っており、その結果に基づいて、今秋の総会の議を経て、積極的な改善策を提起する予定で目下準備を進めているが、当面、次の諸点について要望するものである。

I 教育職・研究職についての共通事項について

1. 給与の大巾引上げを図り、研究費について配慮すること

(説明)

前文で述べたように、今日のような異常な物価暴騰の続くなかで、教育・研究に従事する者の生活は極めて深刻であり、とりわけ扶養すべき家族の多い研究・教育者の場合は、その手取賃金が低額の生活保護基準による基準生活費にすら及ばない者さえ見られるほどで、研究・教育はまさに危機的状況におかれています。緊急に給与の大幅引上げが行われるべきことは当然である。国立研究機関の研究公務員にあっては、民間企業研究機関の研究者に比して低給与であることからして、当然、格差是正が必要である。また、大学教職員にあっては、概して公務員給与主導型であることからしてその思い切った給与引上げは、私立大学教職員の待遇改善にも当然に好影響を及ぼすものと考えられる。

また、研究・教育に当たる者の職務の特質上、一般生活費に加えて、研究費が十分に保障されることが必要である。その点についても、十分に配慮されたい。

2. 初任給調整手当の本俸繰り入れと系列格差の解消を含め初任給の大幅引上げを図ること

(説明)

医療職以外の初任給調整手当は、その金額からいって、本俸と別建てにする意味に乏しく、これまた本俸に繰り入れるべきである。更に、現行の系列格差は説得性に乏しいため、解消することが望ましい。

3. 若年教育職・研究職職員の待遇改善を図ること

(説明)

前記、初任給の大幅引上げのほか、教育職俸給表(一)について、当面、助手・教務職員の3等級・4等級へのわたりを行うこと。また、国立試験研究所の若手研究職の約60%は、アルバイト、親の援助など、本人の給料以外の収入を得て生計を立てることを余儀なくされている。大学・研究機関における職場保育所等福祉施設の拡充を含めて、その待遇改善を図ることが緊要である。

4. 住居手当の支給範囲の拡大と支給限度の引上げを図ること

(説明)

一般的には、現行住居手当はその支給範囲が賃貸住宅に限定されているが、持家取得も、土地・家屋の借金返済などで、現今では、賃貸に準じて多額の負担を強いられている。この点は、前年の申入れで指摘したとおりである。特に研究者においては、書斎がないためにその新增築などを必要とする者が少なくない実情にかんがみ、その支給範囲を拡大し、かつ、支給限度額を引き上げることが必要である。

5. 高令者昇給延伸措置を撤廃すること

(説明)

今日の高令者は、戦後の混乱と貧困の打撃を受け、また多年、中だるみ賃金を余儀なくされつつ戦後日本の復興に寄与し、今まで老後保障の極めて不備な状況下へと投げ出されようとしている者として、最も厚遇してしかるべきものである。その意味から、昇給延伸措置は早急に撤廃すべきである。

6. 沖縄県在住科学者の待遇問題に特に配慮すること

(説明)

沖縄県の本土復帰に伴い、国立大学教官又は国立研究機関職員となった者についても、復帰前多年にわたってか烈な異民族支配のもとに、困難な条件にめげず研究・教育に当たってきた労苦を思い、かつ復帰後も研究・教育の上で、なお幾多の困難な条件下におかれていることを考慮し、特に学会出張旅費・研究費の増額等、その待遇に格段の配慮を払われるよう望まれる。

II 大学において研究・教育にたずさわる者の待遇改善について

1. 現行職階制を再検討すること

(説明)

現行の教授・助教授・講師・助手という身分差別的職階制は、研究・教育活動の本質から見てふさわしいとはいがたいので、再検討の必要がある。当面は次の2.以下について改善を図ること。

2. 指定職のわくの拡大を図ること

(説明)

教授などの指定職のわくを、大学院をもたない大学への拡張をも含めて大幅に拡大し、給与の最高額を引き上げること。

3. 大学院関係教官の俸給の調整額制度を改善すること

(説明)

- (1) 大学院担当助手については、修士課程担当者についても調整額を支給すること。
- (2) 前記の場合を含めて、修士課程調整額を博士課程調整額と同率とすること。

4. 医学部教官の待遇改善を図ること

(説明)

医療職にたいして、基礎医学など他の職とは比較にならない大幅な初任給調整手当がつけられた関係から、医師資格をもつ者にたいして大学医学部のもつ魅力はますます乏しくなっている。このことは日本の医学の発展、国民の生命と健康の保持にとって、長期的にみて極めて由々しい問題なので、医学部教官に医療職と格差のない待遇を保障することが緊要である。

5. 協力・支援的業務に従事する職員等について、調整額のわくの拡大・特殊勤務手当の改善等を含めて、その待遇を改善すること

(説明)

- (1) 実験施設のオペレーター、図書関係の職員、実質的に教育・研究に従事している教務員等、研究・教育の補助的職員の格段の待遇改善を図ること。
- (2) 大学病院・農学部・理学部等で、実験動物等の飼育にあたる者にその業務の危険性にかんがみ、調整額を設けること。
- (3) 医学部その他の研究施設で、死体の処理作業にあたる職員については、現在、死体処理手当が支給されているが、その業務の不快性、危険性等にかかわらず、現在、その額は低すぎるので、かつ、その職務の特殊性から見て、特殊勤務手当とするよりもむしろ俸給の調整額設定対象とすることが望ましい。

6. 研究休暇制を確立すること

(説明)

大学において研究・教育にあたる者がたえず清新で高度の研究水準を維持し、充実した魅力ある教育を行いうるためには、勤務数年間に1年間位のわりで研究休暇を与えることが必要である。

III 国立試験研究機関における研究職などの待遇改善について

1. 研究公務員特例法制度の実現を図ること

(説明)

研究業務の特殊性から、研究者の任用、服務の態様は一般行政職とは格段に相違しているので、教育公務員特例法に準ずる研究公務員特例法を制定して、研究者がその能力を十分發揮し、本来の研究に専念できるようにすることが望ましい。

なお、本案の具体的な検討に当たっては、本会議の意見を徵されたい。

2. 指定職格付けの範囲を拡大すること

(説明)

国立試験研究機関の長、及び長に次ぐ職にある者の全員指定職への格付け、及び指定職上位への格付け、並びに号俸の引き上げを図るように配慮すること。

3. 特別調整額を増加すること

(説明)

部長等研究員（これに相当する事務部門の部長及び課長を含む）の特別調整額を全員第1種に引き上げるとともに、室長等研究員（これに相当する事務部門の課長を含む）のそれを第2種に格上げすること。

4. 1、2等級定数わくを増加すること

(説明)

高度の能力をもった専門研究者の待遇改善を図るために、1、2等級定数わくの増加、並びに特別調整額についても、格段の配慮をすること。

5. 研究職標準職務表を再検討すること

(説明)

研究実施の第1線にある研究職3等級、4等級、及び研究協力支援の業務に従業する職員の適正な評価及び待遇を実施するため、現行の標準職務表を改正することが望ましい。

6. 行政職職員の役付定数を増加すること

(説明)

国立試験研究所の成果の発揚は、研究部門における研究活動の促進を図るだけではなく、事務部門（行一）及び技能部門（行二）が積極的に研究を支援することによってはじめて可能となる。行一においては役付定数、特に係長、主任のそれを増加し、昇格を円滑に行えるようにし、本省庁との格差を是正することが各試験研究所の最大の要望である。行二については、各所の実態を再検討して、最高号俸の引上げ、及び各号俸の間差額の改善等、抜本的に待遇を改善することが望ましい。

7. 筑波研究学園都市への移転職員及び移転困難職員の処遇

(説明)

(1) 両3年中に実施される首都圏における国立試験研究機関の筑波への移転に伴い、移転職員の移転手当は本俸の8%支給が配慮されたが、これを調整手当に切り換え、行政職職員の移転後における採用を円滑にするとともに、移転困難な職員の退職手当は「退職手当第5条」適用と同等の措置を講じること。

(2) 特別赴任手当制度を確立すること

研究機関の筑波への移転は、職員にとって生活上重大な変化をもたらす前例のない特殊事態のため、最近の民間会社の同様事例の実態と比較のうえ、移転時における負担の軽減を図るよう、特別赴任手当制度を考慮すること。

IV 人事院所管以外と考えられる事項に関する協力要請について

下記の事項は、現行法上、たまたま人事院の所管事項外であるとしても、人事院設置の根拠法である国家公務員法上人事院は、「給与その他の勤務条件の改善存び人事行政の改善」に関し、勧告権を有し、また、"職員の利益の保護等に関する事務をつかさどる"ことをその目的とされていることからかんがみ、しかるべき努力を払われるよう強く要請するものである。

1. 「定員削減」方針につき政府の再考をうながすこと

(説明)

これまで日本学術会議は、第58回総会における「行政機関の職員の定員に関する法律(案)に関する声明」、第58回総会における「国立大学・国立試験研究機関等の定員問題についての申入れ」、第59回総会における「国立大学・国立試験研究機関等の第2次定員削減問題についての勧告」などで指摘してきたように、今日、大学学部学生数及び大学院生数の増加にかかわらず、きびしい定員管理政策のため、研究・教育に必要な人員が研究補助的職員及び一般事務職員等を含んで、十分に確保できず、研究・教育上重大な支障をきたしている。その上、非常勤職員問題や、いわゆるオーバードクター問題等、極めて深刻な事態すら生じている。そこで、このような研究・教育上、及び科学の発展上、由々しい事態をもたらすこととなっている「定員削減」方針を改めて、むしろ定員増を図るよう、政府の再考をうながすことについて努力されたい。

2. 旅費の増額について

(説明)

大学・試験研究機関等で研究・教育に従事する者にとって、学会参加、研究調査等のための出張が、研究・教育水準の向上やその業務の遂行上重要な意義をもつことは言うまでもないが、そのための旅費はまことに不十分である。特に、若手研究者においてはなはだしい。よって、必要かつ十分な旅費が保障されるよう配慮されたい。

3. 大学の夜間部担当手当について

(説明)

現在、定時制又は通信教育を行う学校の教職員については単行法(1958年法第238号)により手当が支給されているが、国立大学には夜間部を有するところ(静岡大学、電気通信大学

等一)も存在するにかかわらず、この種の手当が支給されていない。国は勤労青少年教育のもつ意義の重要性と大学教職員の夜間労働の困難性にかんがみて、夜間部担当手当のごときものを設ける必要があると考えられる。

4. 非常勤講師給与の根本的改善について

(説明)

専任教員率の高い国立大学においてすら、研究・教育の必要上、非常勤講師は重要な役割を果している。しかるに、その講義料の低劣なことは大学生がアルバイトとして行う家庭教師の賃金にも劣るほどのことであることは周知のところであり、このことは、到底すぐれた研究・教育者を遇するみちとはいいえない。早急に非常勤講師の抜本的待遇改善策を(現行時間ぎめを月ぎめに改めるごとき算定方式の改善を含めて)講ずるよう努力されたい。

5. 無給研究者の災害補償制度の確立について

(説明)

大学院生、いわゆる無給医等、今日、大学において無給研究者が研究・教育上に果している役割は大きいにかかわらず、その業務上の災害について、これを補償する制度がない。この点について本会議は既に第57回総会の議を経て「大学院学生など無給研究者の研究災害補償制度の確立等について」の勧告を行っているが、政府が速やかに政策を講ずるよう努力されたい。

6. 退職手当・共済年金の改善について

(説明)

多年研究・教育に従ってきた科学者の老後にたいしては十分な生活保障をもってむくいるべきことは当然である。ことに異常な物価高の今日、定年退職研究者が生活難から学会費の支払いにすら難渋するというごときは、到底、文化国家の名に値いするとはいえない。そのため、退職手当を増額すること、退職手当は全額免税とすること。退職年金は俸給年額の60% (現行40%)に引き上げ、また年金額算定の基礎俸給を退職時の俸給額とする。かつ、物価の上昇に見合った年金のスライド制を直ちに実施することなど、その改善について努力されたい。

9-48

総学庶第1054号 昭和49年7月8日

文部大臣 奥野誠亮 殿

日本学術会議会長 越智勇一

昭和50年度科学研究振興に必要な予算について(申入れ)

標記について、本会議第440回運営審議会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

文部省所管の科学研究振興費、特にそのうちの科学研究費補助金の我が国の基礎科学の振興に果たす特色ある役割とそれが我が国の科学研究の調和ある発展に対してもつ重要な意義にかんがみ、その大幅な増額については科学者がひとしく要望しているところである。

また、本会議はすでに政府に対し「科学研究計画第1次5か年計画」(昭和40年)、「科学研究基金(仮称)の設置について」(昭和42年)、及び「科学研究5か年計画について」(昭和46